

居宅介護支援事業所なのはな〈介護支援専門員1人当たりの取扱件数:44人〉

介護報酬にかかる費用（利用者負担なし）

地域区分:4級地(1単位 10.84円)

区分	単位	備考	
基本単位	居宅介護支援費Ⅰ(i)<45件未満> 要介護1・2 1,086単位/月 要介護3・4・5 1,411単位/月	① 取扱件数が45件未満の部分は居宅介護支援費(i)を適用 ② 取扱件数が45件以上60件未満の部分は居宅介護支援費(ii)を適用 ③ 取扱件数が60件以上の部分は居宅介護支援費(iii)を適用 ④ 介護予防支援業務にかかる委託を受けた場合は、利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数で算定する	
	居宅介護支援費Ⅰ(ii) <45件以上60件未満> 要介護1・2 544単位/月 要介護3・4・5 704単位/月		
	居宅介護支援費Ⅰ(iii)<60件以上> 要介護1・2 326単位/月 要介護3・4・5 422単位/月		
加算単位	初回加算 300単位/月	① 新規に居宅サービス計画を作成した場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合	
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)250単位/月 (Ⅱ)200単位/月 ※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可	(Ⅰ)入院した日に情報提供(入院日以前も可、営業時間終了後・営業日以外に入院した場合、入院日翌日も含む) (Ⅱ)入院した翌日又は翌々日に情報提供(営業時間終了後に入院し、入院日から3日目が営業日以外の場合はその翌日も含む)	
	退院・退所加算	退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。ただし「連携3回」のうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。	
			カンファレンス参加
			無 有
	連携1回		450単位 600単位
	連携2回		600単位 750単位
連携3回	× 900単位		
※1回を限度。初回加算との同時算定不可			
通院時情報連携加算 50単位/月 ※月に1回を限度に算定	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合		
緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月 ※月に2回を限度に算定	病院又は診療所の求めにより、当該医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合		

その他	<p>看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価</p> <p>※サービス利用実績がない場合でも居宅介護支援費を算定可</p>	<p>居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にモニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行ったもののサービス利用に至らなかった場合で、給付管理票の(原案の)作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合</p>
減算単位	<p>特定事業所集中減算</p> <p>200単位/月</p>	<p>ケアプラン作成に当たり、正当な理由なく、当該事業所において前6月間に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち、次にあげる対象サービスについて、特定の法人が開設する事業所の割合が80%を超えた場合</p> <p>(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与)</p>
	<p>運営基準減算</p> <p>所定単位数の50%で算定</p> <p>2月以上継続 算定しない</p>	<p>基準条例の運営基準で定められた介護支援専門員が行うべき業務を行っていない場合</p>
	<p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p> <p>所定単位数の99%で算定</p>	<p>虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合</p>
	<p>業務継続計画未策定減算</p> <p>所定単位数の99%で算定</p>	<p>業務継続計画が未策定の場合(令和7年4月1日より)</p>
	<p>同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント</p> <p>所定単位数の95%で算定</p>	<p>指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者の場合</p>

【 令和6年4月1日改定 】